

あじくり通信



〒103-0021 東京都中央区
日本橋本石町4-5-5 日本橋藤ビル 4階
Tel 03-3527-9833 Fax 03-3527-9844
<https://asia-creation.org/>



組合の新規事業がスタート より拡充したサービス・機能を目指して

新型コロナウイルス感染拡大の影響が続いていますが、外国人材のニーズはますます高まっています。この難局に立ち向かう組合員の皆さまの事業継続・発展に寄与するため、弊組合はこのたび新たな事業を開始します。ともに手を携えて、この非常時を乗り切って行きましょう。

NEW

ホームページ制作支援事業

自社WEBサイトを持つメリットはわかっているが、なかなか開設できない企業はまだ多く存在します。弊組合は、制作からサイトの更新、保守運用に至る一切の業務を請け負います。WEBに関する知識がなくても大丈夫。長年蓄積した技能実習事業の経験・ノウハウも活かしてサポートします。

NEW

特定技能外国人支援事業の促進

特定技能外国人は、深刻化する人手不足に対応する即戦力として、ますます需要が高まっています。弊組合は、特定技能制度の登録支援機関として、受入れ機関を強力にサポートします。また、特定技能外国人の経験・実績と企業のニーズを適切にマッチングさせるため、人材マッチングシステムの構築も進めています。

NEW

大塚商会「たのめーる」共同購買事業

「たのめーる」のオフィス用品を組合が窓口となつて一括購入します。共同購買によって、カタログ価格より価格の低減を図り、組合員の皆さまの事務コスト削減を実現します。

NEW

上乗せ労災保険事業

労働災害発生時には、国からの給付額では足りません。また、高額化する労災訴訟への備えとして、上乗せ労災保険への加入によって大きな安心が得られます。団体割引が適用されますので、個人契約より加入しやすい掛金になっております。

NEW

婚活事業

独身の従業員さまの「結婚」をサポートします。従業員さまは家庭を持つことで、長く、安心して勤められる安心感を、企業さまは雇用の安定を得られます。皆さまの幸せづくりにも貢献します。

【From 事務局】

第11期通常総代会を開催しました

2021年9月29日、アジアカリエーション協同組合の第11期通常総代会を開催しました。

令和2年度事業報告および決算書類の承認、令和3年度事業計画、収支予算など8議案について審議を行い、原案通り承認されました。（事務局 吉広）

わたしの ON/OFF



事務局 広報
小田 賢治

ON 「あじくり通信」・ホームページ記事の編集と日本語勉強会の運営を担当。組合内のコミュニケーションを元気に！

OFF 銭湯巡りと自転車散歩を楽しんでいます。写真は奇跡の一本松の銭湯画で有名な梅の湯（千葉市）。



事務局 広報
荒川 宏之

ON 組合ホームページの更新とWEBサイト制作を担当。企業さまご提出書類のダブルチェックなども。

OFF 音楽漬けの毎日。サブスク不要なほどの蒐集家。アナログシンセも好きで、ビンテージ物を買うため貯金中。

3月1日から 外国人の新規入国が緩和へ

「水際対策強化に係る新たな措置（27）」に基づき、3月1日から外国人の新規入国制限が緩和されました。

技能実習生・特定技能外国人の場合

受入先企業等が、**入国者健康確認システム（ERFS）にオンラインで申請を完了**した場合、新規入国が原則として認められます。査証（ビザ）の発給には、ERFS入力後に発行される受付済証が必要です。

待機期間・待機場所

7日間待機を原則としたうえで、

- ・「3日待機指定国」からの入国が否か
- ・条件を満たした有効な新型コロナワクチン接種証明書を所持しているか否か

により、入国後の待機期間・待機場所が変わります。



【厚労省】入国者健康
確認システム（ERFS）



【外務省】入国後の待
機期間・待機場所

4月1日より 建設分野の受入人数枠が変わります

2022（令和4）年4月1日以降、**建設関係職種等に属する技能実習生の総数は、常勤職員の総数を超えることができなくなります。**これは、2019年7月5日に制定された令和元年国土交通省告示第269号に基づくものです。

優良基準適合者の場合

弊組合は優良な監理団体です。優良基準適合者（優良な監理団体かつ優良な実習実施者）の人数枠は次のとおりです。**上限は、常勤職員数に応じた人数になります**（常勤職員数には、技能実習生は含まれません）。

第1号 基本人数枠の2倍（常勤職員総数を超えるときは、常勤職員総数まで）

第2号 基本人数枠の4倍（常勤職員総数の2倍を超えると、常勤職員総数の2倍まで）

第3号 基本人数枠の6倍（常勤職員総数の3倍を超えると、常勤職員総数の3倍まで）

※**基本人数枠**：通常の実習実施者が1年間に受け入れられる技能実習生1号の受入れ人数。常勤職員の総数に応じて定められています。

人数枠の詳細は、法務省・厚生労働省「**外国人技能実習制度について/p. 16 技能実習生の数**」でご確認ください。

